付録)PPA検討時のチェック表 確認機 項目 内容 当該契約は、契約から設置工事を経てサービス運転開始し、サービス運転終了から撤去ま で長期間となります。この為、契約期間とサービス期間等について各々明確であり、合わせ 契約期間は明確か。 て契約条件がどの設定期間に適用されるのか、確認しておくことが望ましいと考えられます。 契約期間 契約時には工事完了日、運転開始日等が確定しないケースが多い為、サービス開始日 П サービス提供開始に関する定義は明確か。 (契約上の責任・義務、課金請求の開始日など)は別途定められる必要があります。 主として設備設置(貸与)、電力供給等があり、設備の保守管理を包含する場合と、しない 場合があります。またその他、多様なサービス形態が想定されますので、契約書等で詳細を 提供されるサービスについての定義があるか。 確認しておくことが望ましいと考えられます。 設置される太陽光発電設備の概要の明記 仕様や図面等の詳細は事前・事後でそれぞれ確認しておくことが望ましいと考えられます。 提供サービス 設備の所有者(PPA事業者、リース会社等) 当該契約は、設備の所有者がPPA事業者やリース会社等のケースがあります。 契約に関す る権利・義務の確認を意図し、契約関係者の確認をお勧めします。 の明記 太陽光発電設備から施設に供給される電力はCO2排出のないものとなります。 環境価値の帰属についての明記 環境価値の帰属、定義等については個別にPPA事業者にご確認ください。 サービス料金の設定方法には各種の方法がございます。PPA事業者によって、「定額」、 サービス料金の支払いが、定額か従量か明 「従量(単価契約)」などがございますので、個別にPPA事業者にご確認ください。 記があるか。 サービス料金の支払いが従量制の場合、単 「従量(単価契約)」の場合、単価が固定の場合と、変動の場合がありますので、個別にPPA 価の定義は明確か。(固定単価、変動単価) 事業者にご確認ください。 「従量(単価契約)」の場合、対象となる数値(日照量、発電量、供給量(使用量)等)が サービス料金の支払いが従量制の場合、従 PPA事業者によって異なる場合があります。定義の違いに留意が必要ですので、個別に 量対象となる数値定義は明確か。 PPA事業者にご確認ください。 課金 「従量(単価契約)」の場合、対象となる数値について、計量方法(発電メーター、電力メー 従量対象の数値の計量は公正なものか。 -等)が公正である事の確認が必要です。 サービス単価が変動する場合、変動条件は 「従量(単価契約)」の場合で、且つ、単価変動する場合、変動条件やその参照数値の妥当 性等について、公正である事の確認が必要です。 明確か。 税抜・税込の明記はもちろんのこと、将来的な税率変動時の取扱について双方で確認でき 消費税の取扱は明確か。 ることが望ましいと考えられます。 口座振替・振込手数料、租税等の負担者の サービス料付帯の諸経費について明記されていることが望ましいと考えられます。 負担は明確か。 契約期間中における、設置場所への立ち入り、 当該契約期間中には、PPA事業者が設置場所に立ち入ったり、追加工事を実施したりする 追加工事等に関する許諾 可能性があります。許諾等について、明記されていることが望ましいと考えられます。 仮設スペース、駐車場やユーティリティーの利用、停電作業、屋上アクセス、通信等の前 太陽光発電設備の工事期間における協力義 提条件が相互確認できていない場合、想定外の工事条件やコスト負担等が発生する可能 П 許諾• 務(内容)は明確か。 性があります。 禁止事項 太陽光発電設備の設置場所に関する維持・管 П 理条件は明確か。 太陽光発電設備の待機電力に関する費用負 太陽光発電設備については、夜間等の発電していない時間帯において若干の待機電力を П 担は整理されているか。 使用します。 日常点検の手配・作業負担者・費用負担者は 手配・作業負担者と、費用負担者が異なるケースもあります。 П 明確か。 日常点検の内容は明確か。 П

期中の運用 ・責任範囲

法定点検(電気主任技術者)の業務範囲・費用 負担者は明確か。

契約者側の期中義務・協力内容等は何か。

関連する法令において、法改正があった場合の 作業・責任・費用負担者は明確か。

PPAを検討する際に気をつけるべきポイントをまとめています

項目	内容	備考	確認欄
解約•満了	解約時の精算金について、解約時期ごとの計 算式等が明確か。		
	解約時の撤去、処分に関する手配・作業負担 者・費用負担者は明確か。		
	満了時の選択肢(契約延長、終了撤去、買取 等)は明確か。		
	満了時の選択についての事前合意期間(通知期限)は明確か。		
	満了時の撤去、処分に関する手配・作業負担 者・費用負担者は明確か。		
保険• 賠償責任	契約者、PPA事業者双方の賠償責任範囲は 明確か。	必要に応じ保険の付保範囲等のコミュニケーションを推奨します。	
付帯サービス	付帯サービス(蓄電池やモニター等)がある 場合、契約条件の適用範囲か否か明確か。	契約条件は主として太陽光発電設備に関する事が前提となっているケースが多く、保守・ 管理の責任や各種費用負担等について、付帯サービスが含まれるか否か確認が必要です。	
その他	連絡窓口(契約関連、設備不具合関連等)は明確か。		
工事•技術 •安全確保	屋根の工事・保守点検時の墜落防止対策は 考えられているか。	親綱の設置や屋根端部から太陽光パネル間の離隔をとるなど対応の確認が必要です。	
	屋根に昇降できる設備があるか。	階段やタラップなどで屋根に上がれることの確認が必要です。	
	既設建物の構造計算書有無の確認	構造計算書が無いと建物構造チェックが難しく設置有無に関係するので確認が必要です。	
	建物構造計算の実施者の確認	契約者実施とPPA事業者実施ではサービス費用も変わってくるので確認が必要です。	
	建物構造計算の実施時期の確認	契約締結前後で契約書の記載内容に関係するので確認が必要です。	
	契約者設備のうち太陽光発電設備の運転に 影響するものの取扱い確認	野立ての草刈りや陸屋根の溝掃除他、太陽光発電の運転に影響のあるものは確認が必要です。	
近隣への影響	反射光は迷惑にならないか。	太陽光パネルの反射光により、近隣建物に光害が発生するケースがあります。反射光は計算可能なため、気になる対象物が存在する場合、事前調査時に事業者に対し計算を依頼することを推奨します。	
	雑草の管理は適切であるか。	野立ての場合、雑草が近隣トラブルの原因となる場合があります。雑草対策の検討を推奨します。	
	進入対策ができているか。	野立ての場合、規模、措置義務の有無に係わらず人が立ち入れないような措置を推奨します。非常に多い近隣トラブルの原因の一つです。	

- 注1) 本チェック表は、一般社団法人太陽光発電協会が公開している「第三者保有モデル(TPOモデル)に関するサービスモデル・契約条件チェックシート」に基づき、一部項目の追加等を行っています。
- 注2) 本チェック表はPPAモデルに特有な契約時の項目内容を記載しています。契約に記載される項目・内容が全て記載されているとは限りませんので、あくまでも参考情報の一つとしてください。

教えてもずやん! 「環境価値」

化石燃料や原子力など従来のエネルギーからの電力と、再生可能エネルギーからの電力は、「電気」としては同じもの、同じ価値です。

しかし、再生可能エネルギーによる電力は、地球温暖化の一因とされている二酸化炭素 の排出がないという「環境価値」があるものと考えられています。

「環境価値」の部分を取り出して売買する仕組みとして「J-クレジット」「グリーン電力証書」「非化石証書」があります。

00

©2014 大阪府もずだん